

業務委託契約書

業務の名称 令和7年度有害大気汚染物質測定委託業務（以下「委託業務」という。）

履行期間 着手 令和7年4月 日
完了 令和8年3月23日

契約金額 金 円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円）
「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

契約保証金 沖縄県財務規則第101条第1項に基づき契約金額の100分の10以上とする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号に基づく証明等を行う場合は免除する。

上記委託業務について、委託者 沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と、受託者 （以下「乙」という。）とは、以下に定めるとおり、委託契約を締結するものとする。

（総則）

第1条 乙は、「令和7年度有害大気汚染物質測定委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）及び次条に定める実施計画書に基づき、上記の契約金額及び履行期間内において、誠実に頭書の業務を行い、及び完了しなくてはならない。

（実施計画書）

第2条 乙は、仕様書に基づき、委託業務を実施するために必要な基本的な考え方を示した実施計画書を定め、契約締結の日の翌日から起算して14日以内に甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。

2 前項の実施計画書には、以下に掲げる事項を必ず定めなければならない。

- (1) 測定の日程（案）
- (2) 測定の内容
- (3) 測定の担当者
- (4) 報告書の提出方法
- (5) 業務体制

3 乙は、第1項の規定により甲の承認を得た実施計画書に基づき、委託業務を実施しなければならない。

（実施計画の変更）

第3条 甲又は乙の事情により実施計画の内容を変更するときは、事前に協議するものとする。

2 前項の協議が整った場合は、乙は速やかに実施計画の変更内容を記載した書面を甲に提出し、甲の承認を得なくてはならない。

(再委託の制限)

第4条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。

ただし、甲が仕様書で示したうち、「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第5条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(成果物の帰属)

第6条 この契約によって作成された報告書及びその他の成果（以下「成果物」という。）は、甲に帰属するものとする。

(著作権等の使用)

第7条 乙は、委託業務の実施に当たり、第三者の著作権又はその他の権利の対象となっている物件、技術等を使用するときは、必要な手続きをとる等当該使用に関して責任を負うものとする。

(委託業務の調査等)

第8条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況を調査し、又は報告を求めることができる。

2 甲は、前項の規定による調査等の結果、必要があるときは、乙に対し適当な措置をとるべきことを指示することができる。

(委託業務の変更及び一時中止)

第9条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は一時中止することができる。この場合において、履行期間又は契約金額を変更する必要があるときは、事前に甲乙で協議するものとする。

(検査及び引渡し)

第10条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく委託業務報告書及び成果物（以下「報告書等」という。）を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項に定めるもののほか、委託業務を実施するに当たり、随時必要な書類の提出を求めることができる。
- 3 甲は、報告書等を受理したときは、受理した日の翌日から起算して10日以内に目的物について検査を行わなければならない。
- 4 乙は、前項の検査の結果不合格となり、報告書等の補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届出、報告書等を提出して再検査を受けなければならない。
- 5 委託業務の引渡しは、第3項の検査又は前項の再検査に合格したことをもって完了とする。

(契約金額の請求及び支払い)

第11条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して契約金額の支払いを請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求の内容が適正であると認めたときは、当該請求を受けた日から起算して30日以内に乙に契約金額を支払わなければならない。

(著作権)

第12条 乙がこの委託業務により取得した著作権は、甲の権利とする。

(損害の負担)

第13条 この委託業務の処理に当たって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙の負担とする。ただし、当該損害が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金)

第14条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期間満了の日までに委託業務を完了することができないことが明らかであると認められる場合であって、履行期間経過後相当の期間内に完了することができることを認めるときは、乙から履行遅延金を徴収して、履行期間を延長することができる。

- 2 前項の履行遅延金は、同項に定める相当の期間内において、履行期間満了の日の翌日から起算して委託業務が完了した日までの日数について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（以下「支払遅延防止法」という。）に定められた率により計算した額とする。
- 3 乙は、甲がその帰すべき事由により、第11条第2項に定める期間内に、契約金額の支払いを行わない場合にあつては、甲に対し、当該金額に支払遅延防止法に定められた率による遅延利息の支払いを請求することができる。
- 4 第2項及び前項について、天災、地変その他契約の相手方の責によらないものについては、違約金は徴収しない。
- 5 第2項の違約金は、契約代金支払のときに控除し、その額が支払金の額をこえるときは、そのこえる額を徴収するものとする。

(甲の契約解除権及び違約金)

第15条 甲は、次の各号の一つに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙が契約保証金を免除されているときは、乙は損害賠償金として、契約金額の100分の10相当額を甲に支払わなければならない。

(1) 乙が正当の事由なく、甲に対し契約の解除を申し出たとき。

(2) 乙の責めに帰すべき事由により、期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らか

に認められるとき。

- (3) 乙が正当の事由なく、10日以内に委託業務に着手しないとき。
- (4) 乙が、第4条又は第5条又は特記事項第1条各号の規定に違反したとき。
- (5) 乙又はその代理人、使用人等が、委託業務の履行に関し、不正な行為を行ったとき。

(損害の負担)

第16条 甲は、前条に定める場合のほか、必要があるときは、委託契約を解除することができる。この場合において、乙が損害を受けたときは、甲は当該損害を賠償しなければならない。

- 2 前項による損害賠償額は、甲乙協議して定める。

(乙の契約解除権及び違約金)

第17条 乙は、次の各号の一つに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙が損害を受けたときは、甲は当該損害を賠償しなければならない。

- (1) 甲が第9条の規定により業務内容を変更し、又は一時中止したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 甲がこの契約に違反したことによって、乙が当該契約を完了することが不可能となるに至ったとき。

- 2 前項による損害賠償額は、甲乙協議して定める。

(秘密の保持)

第18条 乙は、委託業務の処理により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 乙は、甲以外の者に対し、委託業務の成果を公表しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(契約不適合責任)

第19条 甲は、第10条第5項に規定する引渡しの完了の日の翌日から起算して、1年以内
に限り、乙の責めに帰すべき事由により生じたものである場合、補修を求めることができる。

- 2 甲は乙に対し、前項の事由により生じた損害の賠償を請求することができる。

(費用の負担)

第20条 この契約の締結及び履行に関し必要な経費は、乙の負担とする。

(補則)

第21条 この契約について、疑義、定めのない事項等が生じた場合は、甲乙協議して定めることとする。

特記事項

(契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者、

団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(下請負契約等に関する契約解除)

第2条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第3条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

以上の契約締結の証として契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事 玉城 康裕

乙